

別表第7号

1. 端末機器の技術基準適合認定手数料

| 端末機器の種類 | | 試験成績書の提出があった場合 | | |
|--|---------------------------|----------------|--------|--------|
| | | 単独 | 複合(注1) | |
| アナログ電話用設備又は移動電話用設備 に接続される端末機器 | 電話機 | 48,000 | 46,000 | |
| | 移動電話端末(注6) | 58,000 | 55,000 | |
| | 構内交換設備又は ボタン電話装置 | 収容回線数1回線 | 77,000 | 75,000 |
| | | 収容回線数2回線以上 | 94,000 | 90,000 |
| | 変復調装置(モデム)、ファクシミリその他の端末機器 | 48,000 | 44,000 | |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(注4) | | 55,000 | 53,000 | |
| インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(注5) | | 58,000 | 55,000 | |
| 無線呼出用設備に接続される端末機器 | | 46,000 | 37,000 | |
| 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | | 48,000 | 44,000 | |
| 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送 用設備に接続される端末機器(注7) | インタフェースの種類 (注2) | 1種類 | 37,000 | |
| | | 2種類以上 | 40,000 | |
| 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器 | | 35,000 | — | |

(注1) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込を言う。

(注2) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(注3) 試験成績書を提出せず、当社で端末機器の試験を行う場合は、上表に掲げる手数料に別料金を加算する。

(注4) DE認定に係る端末機器はインターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。

(注5) DF認定に係る端末機器はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。

(注6) 移動電話用設備に接続される端末機器の移動電話端末で複数の方式にまたがるときは、上表に掲げる手数料に5万円を加算する。

(注7) 無線設備を使用する専用通信回線設備にのみ接続される端末は「移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、「移動電話端末」の料金に5万円を加算する。

(注8) 上表に掲げる手数料が妥当でないと当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合がある。

(注9) 上表に掲げる手数料に、消費税が加算されます。

2. 端末機器の設計についての認証手数料(新規)

| 端末機器の種類 | | | 試験成績書の提出があった場合 | |
|---|---------------------------|------------|----------------|---------|
| | | | 単独 | 複合(注1) |
| アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(注3) | 電話機 | | 220,000 | 200,000 |
| | 移動電話端末(注9) | | 230,000 | 210,000 |
| | 構内交換設備又はボタン電話装置 | 収容回線数1回線 | 320,000 | 310,000 |
| | | 収容回線数2回線以上 | 400,000 | 380,000 |
| | 変復調装置(モデム)、ファクシミリその他の端末機器 | | 220,000 | 200,000 |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(注7) | | | 270,000 | 250,000 |
| インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(注8) | | | 290,000 | 270,000 |
| 無線呼出用設備に接続される端末機器 | | | 100,000 | 90,000 |
| 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | | | 230,000 | 210,000 |
| 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(注10) | インタフェースの種類(注2) | 1種類 | 100,000 | 90,000 |
| | | 2種類以上 | 100,000 | 90,000 |
| 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器 | | | 80,000 | — |

- (注1) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込を言う。
- (注2) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。
- (注3) 「電話用設備に接続される端末機器」に該当するものであって、アナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは、上表に掲げる手数料に3万円を加算する。
- (注4) 端末設備等規則第18条(発信の機能)又は第30条(アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力)のみに係わる機器は、上表に掲げる手数料から3万円を減額する。
- (注5) 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの(一部変更を除く)については、上表に掲げる手数料から5万円を減額する。
- (注6) 試験成績書を提出せず、当社で端末機器の試験を行う場合は、上表に掲げる手数料に別料金を加算する。
- (注7) DE認定に係る端末機器はインターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。
- (注8) DF認定に係る端末機器はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。
- (注9) 移動電話用設備に接続される端末機器の移動電話端末で複数の方式にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算する。
- (注10) 無線設備を使用する専用通信回線設備にのみ接続される端末は「移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、「移動電話端末」の料金に5万円を加算する。
- (注11) 上表に掲げる手数料が妥当でないと当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合がある。
- (注12) 上表に掲げる手数料に、消費税が加算されます。

3. 端末機器の設計についての認証手数料(一部変更(注1))

| 端末機器の種類 | | | 試験成績書の提出があった場合 | |
|---|---------------------------|------------|----------------|--------|
| | | | 単独 | 複合(注2) |
| アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | 電話機 | | 100,000 | 80,000 |
| | 移動電話端末(注8) | | 100,000 | 90,000 |
| | 構内交換設備又はボタン電話装置 | 収容回線数1回線 | 100,000 | 80,000 |
| | | 収容回線数2回線以上 | 100,000 | 80,000 |
| | 変復調装置(モデム)、ファクシミリその他の端末機器 | | 100,000 | 80,000 |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(注6) | | | 100,000 | 90,000 |
| インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(注7) | | | 100,000 | 90,000 |
| 無線呼出用設備に接続される端末機器 | | | 70,000 | 50,000 |
| 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | | | 100,000 | 80,000 |
| 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(注9) | インタフェースの種類(注3) | 1種類 | 80,000 | 70,000 |
| | | 2種類以上 | 80,000 | 70,000 |
| 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器 | | | 70,000 | — |

(注1) 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係わる端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込をいう。

(注2) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込を言う。

(注3) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(注4) 試験成績書を提出せず、当社で端末機器の試験を行う場合は、上表に掲げる手数料に別料金を加算する。

(注5) 既に認証を受けた端末機器については、当該認証を受けた者とは別の者が新たに認証を受けようとする場合は、上表に掲げる手数料から3万円減額する。

(注6) DE 認定に係る端末機器はインターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。

(注7) DF 認定に係る端末機器はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器の料金を適用する。

(注8) 移動電話用設備に接続される端末機器の移動電話端末で複数の方式にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算する。

(注9) 無線設備を使用する専用通信回線設備にのみ接続される端末は「移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、「移動電話端末」の料金に5万円を加算する。

(注10) 上表に掲げる手数料が妥当でないと当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合がある。

(注11) 上表に掲げる手数料に、消費税が加算されます。

4. 端末機器の技術的条件適合認定手数料及び技術的条件に係る設計についての認証手数料

| 端末機器の種類 | | | 試験成績書の提出があった場合 | |
|-----------------------------|--------------------|-------|----------------|--------|
| | | | 単独 | 複合(注2) |
| 移動通信用設備に接続される端末機器 | | | 100,000 | 80,000 |
| 専用通信回線設備等に接続される端末機器 | インタフェースの種類 (注3) | 1種類 | 88,000 | 64,000 |
| | | 2種類以上 | 90,000 | 66,000 |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | | | 100,000 | 80,000 |
| その他の通信用設備に接続される端末機器 | | | 100,000 | 80,000 |

(端末機器の技術的条件認定手数料)

| 端末機器の種類 | | | 試験成績書の提出があった場合 | | | |
|-----------------------------|--------------------|-------|----------------|---------|----------|---------|
| | | | 新規 | | 一部変更(注1) | |
| | | | 単独 | 複合(注2) | 単独 | 複合(注2) |
| 移動通信用設備に接続される端末機器 | | | 240,000 | 200,000 | 160,000 | 120,000 |
| 専用通信回線設備等に接続される端末機器 | インタフェースの種類 (注3) | 1種類 | 108,000 | 80,000 | 80,000 | 46,000 |
| | | 2種類以上 | 118,000 | 84,000 | 88,000 | 48,000 |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | | | 210,000 | 190,000 | 110,000 | 90,000 |
| その他の通信用設備に接続される端末機器 | | | 250,000 | 210,000 | 160,000 | 120,000 |

(技術的条件に係る設計についての認証手数料)

- (注1) 「一部変更」とは、既に条件認定を受けたものが当該条件認定に係わる端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器についての条件認定申込をいう。
- (注2) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に条件認定を受けようとする場合、又は業務規程第36条第2項の技術的条件複合端末に係る申込を言う。
- (注3) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。
- (注4) 試験成績書を提出せず、当社で端末機器の試験を行う場合は、上表に掲げる手数料に別料金を加算する。
- (注5) 上表に掲げる手数料が妥当でないと当社が判断した場合、別途手数料を設定する場合がある。
- (注6) 上表に掲げる手数料に、消費税が加算されます。

5. その他の手数料

(1) 認定書、認証書の再発行

別表第 15 号の認定等証書再発行依頼書に必要事項を記載し、業務依頼書を添えて依頼するものとする。

再発行に係る手数料は 1 枚につき 5,000 円(税別)とする。

尚、再発行された認定書、認証書には再発行した旨を記載する。

(2) 提出された端末機器の不具合等による追加試験等が発生した場合、実際に行った試験項目数により、その費用を請求する。

(3) 1 年間の申込件数の実績により、翌年の認証手数料を次のとおり減額するものとする。

① 5～9 件の場合 5%、10 件以上の場合 10%を減額する。

② 1 年間の申込件数は、新規、変更申込を含み 1 月 1 日から 12 月 31 日までの総数とする。

(4) 事務所以外の場所で技術基準適合認定及び認証の業務を行った際にかかる諸経費については別途請求する。